



# 鳥取県公報

平成15年 1月17日(金)  
第 7 4 5 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (17) (福祉保健課) .....	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (18) (＼) .....	1
	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書等の縦覧 (19) (循環型社会推進課) .....	2
	特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書等の縦覧 (20) (＼) .....	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (21) (経済交流課) .....	3
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センターの指定 (22) (労働雇用課) .....	4
	土地改良事業の認可 (23) (耕地課) .....	4
	土地改良事業の同意 (24) (＼) .....	5
	保安林の解除予定 (25) (森林保全課) .....	5
	公共測量の終了 (26) (管理課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人新田内科クリニック	倉吉市生田360 - 1	平成14年11月 1日
倉元歯科クリニック	境港市渡町2892 - 1	平成14年12月 1日
むらかみ薬局 久米店	米子市久米町270	平成14年11月 5日
かもめ薬局	気高郡青谷町大字青谷4307 - 5	平成14年12月25日

### 鳥取県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届

出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新田内科クリニック	倉吉市生田360 - 1	平成14年10月31日

#### 鳥取県告示第19号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第7項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「計画」という。）が提出され、及び同条第8項の規定に基づき、多量排出事業者から計画の実施の状況について報告があったので、同条第9項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 縦覧に供する書類

- (1) 計画に係る計画書及びその添付書類
- (2) 計画の実施状況の報告書及びその添付書類

#### 2 縦覧に供する期間

平成15年 1月17日から 1年間

#### 3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡家町大字郡家40

鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町 2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1

鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

#### 鳥取県告示第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「計画」という。）が提出され、及び同条第9項の規定に基づき、多量排出事業者から計画の実施の状況について報告があったので、同条第10項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

- (1) 計画に係る計画書及びその添付書類
- (2) 計画の実施状況の報告書及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月17日から 1年間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271  
鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730  
鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40  
鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町 2  
鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45  
鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1  
鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

**鳥取県告示第21号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ正蓮寺店  
鳥取市正蓮寺52ほか

## 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前	株式会社しまむら	閉店時刻	午後7時
	有限会社バックス	閉店時刻	午後9時
	ジェミニ物産株式会社	閉店時刻	午後9時
	株式会社ローソン	閉店時刻	終日
変更後	株式会社しまむら	閉店時刻	午後7時
	株式会社ドリーム	閉店時刻	午後12時
	ジェミニ物産株式会社	閉店時刻	午後9時
	株式会社ローソン	閉店時刻	終日

## 3 変更年月日

平成14年12月7日

## 4 届出年月日

平成14年12月6日

## 5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

## 6 縦覧に供する期間

平成15年1月17日から4月間

## 7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

## 8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第22号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、同法第47条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第48条において準用する同法第24条第2項の規定により告示する。

平成15年1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定した者の名称	社団法人岩美町シルバー人材センター
2 指定した者の住所	岩美郡岩美町大字浦富1041 - 1
3 指定した者の事務所の所在地	岩美郡岩美町大字浦富1041 - 1
4 指定に係る地域	岩美町全域
5 指定年月日	平成15年1月7日

## 鳥取県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日野郡日野町黒坂351 - 1 遠藤江美子ほか4人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業袋尻地区区画整理）を平成15年1月9日認可したので、同法第95条第4項の規定により告示する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（棚田地域等保全整備事業神戸上地区農道整備）について、平成15年1月9日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第25号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町弓原字灘際879の3
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町弓原字灘山873の10、873の12から873の14まで、873の20、873の21
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
- 3 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町弓原字灘際879の3、字灘山873の20
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

#### 鳥取県告示第26号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。

平成15年1月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作 業 種 類 公共測量 (東伯町下水道平面図作成)
- 2 作 業 地 域 東伯郡東伯町大字徳万、大字八橋、大字浦安、大字保、大字下伊勢及び大字上伊勢地内
- 3 終了年月日 平成14年12月20日